

一般社団法人環境メディアフォーラム定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人環境メディアフォーラムと称する。

(目的)

第2条 当法人は、環境、気象、防災、地域、食等の社会課題とその解決方法を広報することを目的とし、次の事業を行う。

1. 環境、気象、防災、食等の社会課題とその解決方法を広報する、ラジオ、テレビ、インターネット及び新聞、雑誌、単行本ならびに屋内、屋外における広告宣伝物等の企画、立案、製作等
2. 環境、気象、防災、食等の社会課題とその解決方法を広報する、ラジオ、テレビ、インターネット及び新聞、雑誌等のメディア、各種イベント、セミナー、ステージ、コンサート等への出演及び出演に関する人材派遣業務
3. 環境、気象、防災、食等の社会課題とその解決方法を広報する、各種イベント、セミナー、ワークショップ、インターネットコミュニティ、キャンペーン等の運営
4. 環境、気象、防災、食等の社会課題とその解決方法を広報する、人材育成のための教育事業
5. 環境、気象、防災、食等の社会課題とその解決方法を広報する、メディア、企業、官公庁、自治体等への情報配信事業
6. 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都港区新橋二丁目20番15号に置く。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第10条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員の設定等)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上10名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務権限)

第18条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第21条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

これは定款の謄本であり、原本と相違ないことを証明する。

令和2年4月1日

一般社団法人環境メディアフォーラム

代表理事 渡邊 友弘